

## あきた未来創造部指定管理者の候補者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 あきた未来創造部の所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定を適正に実施するため、あきた未来創造部指定管理者の候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、外部委員を含む委員5名以上の委員をもって組織し、次に掲げる者の中から選任する。ただし、委員の過半数は外部委員とする。

- (1) あきた未来創造部次長
- (2) あきた未来戦略課長
- (3) 外部の有識者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長が指名した者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任の日から令和8年3月31日までの期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長はあきた未来創造部次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

### (審査)

第6条 委員会は、あきた未来創造部所管の公の施設に係る指定管理者の指定の申請をした者について、選定基準等に基づき審査し、知事に意見を述べるものとする。

### (関係職員の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、指定管理者の指定の申請をした者及び関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、公の施設を所管する課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。